



八 監 第 3 5 3 号
令 和 2 年 1 2 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による総務部の監査
を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

総務部

(1) 総務課

(2) 庁舎総合整備課

(3) 法務課

(4) 危機管理課

(5) コミュニティ推進課（市民活動サポートセンター及び消費生活センターを含む。）

(6) 戸籍住民課（パスポートセンターを含む。）

(7) 職員課

3 監査の範囲

令和2年度（令和2年9月末現在）における総務部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年9月11日から同年12月16日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区分	内 容
総務課	要望事項	<p>1 組織における適正な事務執行について</p> <p>各部局における手続の不備や、不適切な個人情報の取扱いに関する事故が発生していることから、組織における内部統制が十分に機能していないと言わざるを得ない状況であり、改めて全庁的な強化に取り組み、適正な事務執行に努める必要がある。</p> <p>このことから、事務を総括する立場にある総務課において、市としての統一的な対応を図るなど、市民の信頼に込め得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(平成 29 年度、30 年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度、30 年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き市民の信頼に込め得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p>
庁舎総合整備課		特に指摘、要望する事項はない。
法務課		特に指摘、要望する事項はない。
危機管理課		特に指摘、要望する事項はない。
コミュニティ推進課（市民活動サポートセンター及び消費生活センターを含む。）		特に指摘、要望する事項はない。
戸籍住民課（パスポートセンターを含む。）		特に指摘、要望する事項はない。
職員課	要望事項	<p>1 人事評価の結果の活用について</p> <p>人事評価の結果の活用については、現在、職員の能力開発・人材育成のツール、任用の参考資料といった限定的なものとなっており、給与等には反映されていない状況である。</p> <p>評価結果を給与に反映させることは、職員の士気の維持・向上にもつながることから、公務能率の向上のため、勤勉手当等の給与に適切に反映させる運用を速やかに確立されたい。</p> <p>(平成 29 年度、30 年度及び令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度、30 年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き勤勉手当等の給与に適切に反映させる運用を速やかに確立されたい。</p> <p>2 人事評価結果の中心化傾向について</p> <p>人事評価においては、評価結果の中心化傾向が生じているため、評価基準や評価者研修内容等を検証し、客観的で信頼性の高い評価結果が得られるよう対策を講じられたい。</p> <p>(令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き客観的で信頼性の高い評価結果が得られるよう対策を講じられたい。</p>